まだ申請がお済みでない方は、早めに申請するようお願いします。

給付金に該当すると思われる方で申請書等が届いていない場合は同室までご連絡ください。（税の申告がまだの方は、申告が必要になります。）

申請期間　平成27年1月19日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日および年末年始を除く）

受付場所　市役所2階202会議室（児童家庭課の裏）

※申請書以外にも必要な書類がありますので同封している記入例をご参照ください。

申請書への記入・押印漏れや必要書類の添付がないなどの不備があると、給付金の支給ができない場合や支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

■浦添市障がい者見舞金の支給について

福祉給付課（内線3563）

平成26年11月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されている障がい者で、左記の①～③のいずれかに該当する方は、見舞金を支給します。※浦添市の援護を受け他市町村の施設に入所している方も含みます。

①身体障害者手帳1級または2級を所持する方

②療育手帳A1またはA2を所持する方

③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

振込予定日　12月15日（月）

支給額　5，000円

振込先　貴指定口座

指定口座に振込しますので、対象となる方は通帳記帳にて確認してください。

なお、受給対象者で口座登録されていない方は、本人名義の通帳・印鑑・障害者手帳をお持ちの上、11月28日（金）までに福祉給付課窓口にて申請してください。

※浦添市障害者見舞金の支給は今年度で終了となります。

■各種相談窓口のご案内

市民相談室・消費生活相談室☎851-5059

各種相談無料。秘密厳守します。

場所　市民相談室（市役所1階）※人権相談のみハーモニーセンター。

【各種相談】

●市民相談

内容　市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など。

日時　平日9時～17時

●法律相談（要予約）

内容　市民生活に関わる諸々の法律相談。

日時　弁護士相談は毎週火曜日、司法書士相談は毎週水曜日ともに14時～16時30分

●行政相談

内容　行政機関等の業務に関する相談。

日時　毎週木曜日（第5週木曜日除く）14時～16時

●消費生活相談

日時　毎週月・水・金曜日10時～16時

●人権相談

日時　毎月第1木曜日10時～16時（11月のみ第2木曜日）

※各種相談窓口は12時～13時、祝日は休みとなります。

■合併処理浄化槽設置補助金について

環境保全課（内線3211）

浦添市の生活排水は、公共下水道あるいはご家庭の浄化槽により処理されています。「単独処理浄化槽」は、台所・風呂場・洗濯排水などの雑排水を処理することができない為、海や川を汚しています。家庭から出る汚水の全てを処理する「合併処理浄化槽」の普及にご協力ください。

市では、家庭設置の浄化槽で「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に転換する場合、工事費の一部を補助しています。

補助の対象及び規模

1、下水道の整備が見込まれない区域および整備されるまで相当（約7年）の期間を要する区域で、既設の単独処理浄化槽・汲み取り便所から合併処理浄化槽に変更を行う場合に対象となります。

2、10人槽以下の合併処理浄化槽補助限度額

①5人槽…332，000円

②6～7人槽・411，000円

③8～10人槽・519，000円

※工事着工後の申請は受付できませんので、事前に環境保全課まで問い合わせください。

■浄化槽の維持管理について

環境保全課（内線3212）

公共下水道をご利用になっていないご家庭には、浄化槽等が設置されています。浄化槽は、家庭から出る汚水をきれいにする大切な装置です。

浄化槽は、定期的に手入れをしなければ機能が低下し、「汚水のたれ流し」や「悪臭」の原因となります。また維持管理を怠ると、浄化槽が詰まり、あふれ出すなど、周りの人たちに迷惑をかけることになります。

※年に1度は「清掃」「汲み取り」（浄化槽法で義務付けされています）および県に登録されている業者に依頼して浄化機能などの法定検査を受けてください。

市民の生活環境を「汚水」や「悪臭」などで壊さぬよう浄化槽の維持管理に努めましょう。

問い合わせ

◆法定検査機関

（社）沖縄県環境整備協会

☎835-8833

◆汲み取り・清掃業者

許可業者　山川和夫

☎090-3328-9738

■住宅の耐震診断費等補助のご案内

建築指導課（内線4614）

内容　地震発生時における建築物等の倒壊等による災害を防止するため、市内に存する住宅の耐震診断、耐震改修等を実施する方に対し、その耐震診断・改修等に要する経費の一部を補助するものです。

募集期間　平成27年1月15日まで（※当該年度2月末日までに補助事業を完了し、完了報告書を提出できる方）

対象　浦添市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された鉄筋コンクリート造の住宅（兼用住宅、共同住宅、長屋住宅含む）

その他　補助対象や要件、補助額等、詳しい内容については問い合わせください。

■浦添南第二地区における「用途地域」「地区計画」について

都市計画課（内線4012）

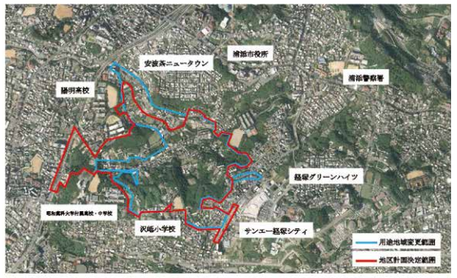

浦添南第二地区（字経塚、字沢岻、字安波茶、字大平の一部）において、「用途地域」が変更されました。また、用途地域の変更にあわせ「地区計画」が決定しております。

この地区計画の決定により、地区計画区域（写真赤枠）内で建築行為等を行う場合、浦添市へ届出を行うことが必要となります。

詳細については、都市計画課の窓口または市ホームページをご確認ください。

浦添市告示第85号・86号

平成26年9月16日

■県道浦添西原線沿線地区「高度地区の決定」について

都市計画課（内線4012）

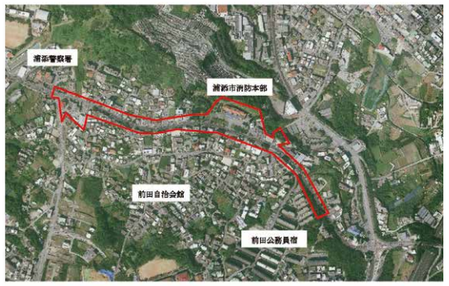

県道浦添西原線沿線地区（字前田、字仲間の一部）において「高度地区」が決定されました。この決定により、建築物の高さの最高限度が18メートルとなります。

詳細については、都市計画課の窓口または市ホームページをご確認ください。

浦添市告示第88号

平成26年9月18日

■交通安全啓発

市民生活課（内線3011）

市の募集

■納税通知書等封筒の広告主募集

市民税課（内線2212）

広告掲載場所

平成27年度に発送の浦添市納税通知書（市民税・資産税・国民健康保険税）の裏面約12万通（縦6㎝×横8㎝）

広告料の最低募集価格

64，800円（税込み）

募集方法

「申込書」「広告原稿」等の提出を求めます。

募集期間

11月10日（月）～21日（金）17時まで（必着）
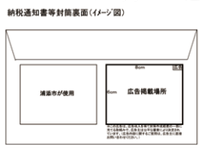
※申し込み方法等詳しくは市ホームページをご覧ください。